

**「令和8年度横浜市中小病院採用支援事業業務委託」
提案書作成要領**

本業務委託における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和8年度横浜市中小病院採用支援事業業務委託

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

概算業務価格（上限）は11,800千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書（様式自由、内訳書含む）を提出して下さい。

3 プロポーザル実施スケジュール

日程	内容等	提出・通知方法	詳細ページ
令和8年6月18日（木） 12時まで※必着	「参加意向申出書」等提出締切	電子メール	2ページ 「5 参加表明の手続」
6月19日（金）	本市より 「提案資格確認結果通知書」送付	電子メール	2ページ 「6 提案資格確認結果の通知」
6月18日（木） 12時(正午)まで※必着	「質問書」提出締切	電子メール ※質問なしの場合送信不要	2ページ 「7 質問について」
6月22日（月）	「質問回答書」の掲載	ホームページ	
6月23日（火） 12時(正午)まで※必着	「提案書」提出締切	電子メール	3ページ 「8 提案書の提出」
6月26日（金）	プロポーザル評価委員会 (ヒアリング)	対面	3ページ 「10 プロポーザルに関するヒアリング」
7月10日（金）	「結果通知書」送付	電子メール	
7～8月下旬（予定）	契約締結	郵送	

4 提案資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の(1)、(2)のいずれかの要件を満たし、かつ(3)～(9)の要件を満たすこととします。

- (1) 横浜市契約規則第7条の規定による審査の結果、当該年度の一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた下記営業種目のいずれか一つ以上について登録が認められた者であること。

- ・営業種目「319 イベント企画運営等」細目「A イベント企画」
細目「B イベント運営等」
- ・営業種目「350 その他の委託等」

- (2) 当該年度の一般競争入札有資格者名簿には、未だ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、当該契約に対応するとして定めた上記(1)と同様の営業種目について現に申込み中であり、受託候補者の特定の日までに登載が完了する者であること。
- (3) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 独自の看護師採用のための就職情報サイトを管理・運営していることに加え、会員の分布が全国規模であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 横浜市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等と関係を有しない者であること。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥る恐れがないと本市が認めた者を除く。）でないこと。

5 参加表明の手続

本プロポーザルに参加する場合は、下記書類を期日までに提出してください。資格審査後、審査結果を申出者に対して通知します。

- (1) 提出期限 令和8年6月18日（木）12時00分正午（必着）
- (2) 提出書類
 - ア 参加意向申出書（様式1）
 - イ 業務実績経歴書（要領1）
- (3) 提出方法 電子メール（PDFデータ）
 - ※メール送信後、必ず電話により到達確認を行ってください。提出期限を過ぎた場合は受け付けません。
 - ※電子メールのタイトル（件名）は次のとおりとしてください。

【参加意向申出書】令和8年度横浜市中病院採用支援事業業務委託（貴社の社名）

 - ※電子メール本文には、貴社の社名、所在地、担当者名、電話番号、メールアドレスを明記してください。

6 提案資格確認結果の通知

「参加意向申出書」を提出した全ての事業者に、提案者の資格を満たすか確認の上、「提案資格確認結果通知書」を交付します。

- (1) 通知日 令和8年6月19日（金）までに行います。
- (2) その他
 - ・ 提案資格を満たす場合は、併せて「プロポーザル関係書類提出要請書」を交付します。
 - ・ 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができます。
 - ・ 「提案資格確認結果通知書」の発送日翌日から起算して5日後（市役所閉庁日を除く）の午後5時までに、説明を求める書面（様式自由）を「参加意向申出書」提出先に提出してください。本市は、上記書面の受領日の翌日から起算して、5日以内（市役所閉庁日を除く）に書面により回答します。

7 質問について

内容について疑義のある場合は、次により質問書（要領2）を提出してください。
なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和8年6月18日（木）12時00分（必着）
- (2) 提出方法
電子メール
※送信形式はテキスト形式とし、質問書を Word 形式で添付してください。
※メール送信後、必ず電話により到達確認を行ってください。提出期限を過ぎた場合は受け付けません。
※電子メールのタイトル（件名）は次のとおりとしてください。
【質問書】令和8年度横浜市中病院採用支援事業業務委託（貴社の社名）
※電子メール本文には、貴社の社名、所在地、担当者名、電話番号、メールアドレスを明記してください。
- (3) 回答日及び回答方法
令和8年6月22日（月）までにホームページに掲載します。

8 提案書等の提出

- (1) 提出物
ア 提案書（正本1部は表紙に様式5を添付）
イ 提案書の開示に係る意向申出書（要領3）
ウ ワークライフバランス・障害者雇用・健康経営に関する取組（要領4）
エ 参考見積書
- (2) 提案書の提出部数
ア 紙媒体
9部（正本1部、複写8部）
イ PDF データ
- (3) 提出期限
令和8年6月23日（火）12時00分（必着）
- (4) 提出方法
(2) アについて
持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送し、到達確認を行ってください。）
(2) イについて
電子メール
- (5) その他
ア 提案書の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とします。
イ 所定の様式等以外の書類については受理しません。
ウ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
エ 提出された書類は返却しません。
オ 提案書に記載した業務実施体制は、担当者の病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
カ 提案内容の変更は、明らかな誤字・脱字を除き原則として認められません。
キ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

9 提案書の書式

- (1) 提案書は、次の書式に基づき作成するものとします。
ア 提案は、「提案書評価基準」の評価項目ごとに記述してください。
イ 「提案書評価基準」の評価項目を、提案書の項目（章立て）とします。
- (2) 用紙の大きさは原則A4版（縦横自由）、横書き、左綴じ、両面印刷とします。た

だし、記載内容により、見やすさ等に配慮してA3版（綴じの際はA4版の大きさに折り込むこと）のページを含んでも構いません。

(3) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書や図表を用いて簡潔に記述してください。

イ 各ページには、下部にページ番号を表示してください。

ウ 多色刷りは可としますが、評価の際にモノクロ複写する場合がありますので、見やすさに配慮してください。

エ 提案書は客観的に評価できるよう、専門用語の使用に際しては配慮して記述してください。

オ 提案書は自由様式としますが、正本1部については、表紙（様式5）を添付してください。

カ 提案書のページ数に制限を設けませんが、評価に使用するため不必要に冗長にならないよう配慮してください。

キ 提案書の内容には、提案者の社名が特定できる社名やロゴは記載しないでください。

10 5～8に係る提出先

担当 : 横浜市医療局地域医療課 横倉・横山 宛

所在地 : 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所 17階

メールアドレス : ir-ch-jinzai@city.yokohama.lg.jp

電話番号 : 045-671-2993

11 評価基準

別添「提案書評価基準」のとおり

12 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時 令和8年6月26日（金）

(2) 実施場所 横浜市庁舎（横浜市中区本町6-50-10）

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションは20分程度で実施し、その後、別途質疑応答を10分程度行います。

イ プレゼンテーションは、公正を期すため、会社名等は伏せて行います。

ウ ヒアリング時は提案書を使用して、口頭でプレゼンテーションを実施してください。資料はスクリーンへの投影のみとし、紙配付はできません。なお、提案書データ等を格納したパソコン、スクリーン、プロジェクターは本市で用意します。

エ 提案書提出後の内容変更・追加はできません。

(4) 出席者 管理責任者を含む3名以下としてください。

(5) その他 時間・場所等の詳細については、ヒアリング対象者に別途通知します。

13 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	医療局第二入札参加資格審査 ・指名業者選定委員会	令和8年度横浜市中病院採用支援事業業務委託プロポーザル評価委員会
----	-----------------------------	----------------------------------

所掌事務	プロポーザル方式の実施、その他 業者選定を行うにあたり必要な事項	プロポーザルの評価・特定に関する こと
委員	医療局 総務部長 医療政策課長 総務課長 職員課長 地域医療課長 病院経営課長 健康安全担当課長 総務課担当係長	医療局 医療政策課長 地域医療課長 地域医療課担当課長 看護師キャリア支援課長 看護師キャリア支援課担当係長

14 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日 令和8年7月10日（金）17時までにを行います。
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。
本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

15 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

16 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。ま

た、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

17 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

18 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。